伊勢市農業委員会告示第 11 号

下記の農地は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 32 条第１項又は第 33 条第１項に該当する農地であるので、同法第 32 条第３項（同法第 33 条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、告示します。

令和８年 10 月 16 日

伊勢市農業委員会会長　森川　正弘

記

１　農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	農地法第 32 条又は第 33 条の該当条項等	農地の所有者等の情報
1	小俣町明野 266 番地	畑	2,122	所有権	第 33 条第１項	向井　正治
2	小俣町明野 267 番地	畑	1,835	所有権	第 33 条第１項	向井　正治

２　この告示は、農地法第 32 条第１項第１号若しくは第２号又は同法第 33 条第１項に規定する農地について、同法第 32 条第２項及び第３項（これらの規定を同法第 33 条第２項において準用する場合を含む。）の規定による探索（農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 74 条の２の規定により探索を行ったとみなされる場合を含む。）を行った結果、農

地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものです。

3　上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して２月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて、伊勢市農業委員会に提出してください。

(1)　申出を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに及び代表者の氏名）

(2)　当該農地の所在、地番、地目及び面積

4　この告示の日から起算して２月以内に所有者等から申出がないときには、農地法第41条第２項の規定により読み替えて準用する同法第39条第１項の規定により、農地中間管理機構にその旨を通知し、上記の農地について三重県知事の裁定により利用権の設定が行われることがあります。